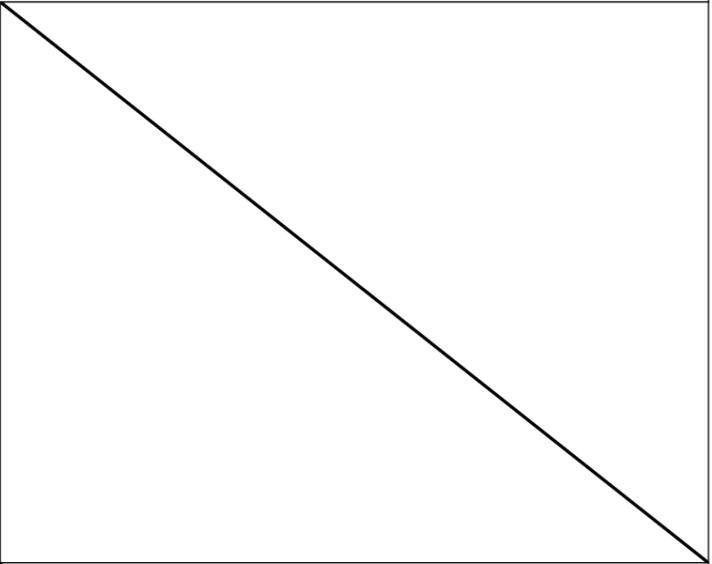
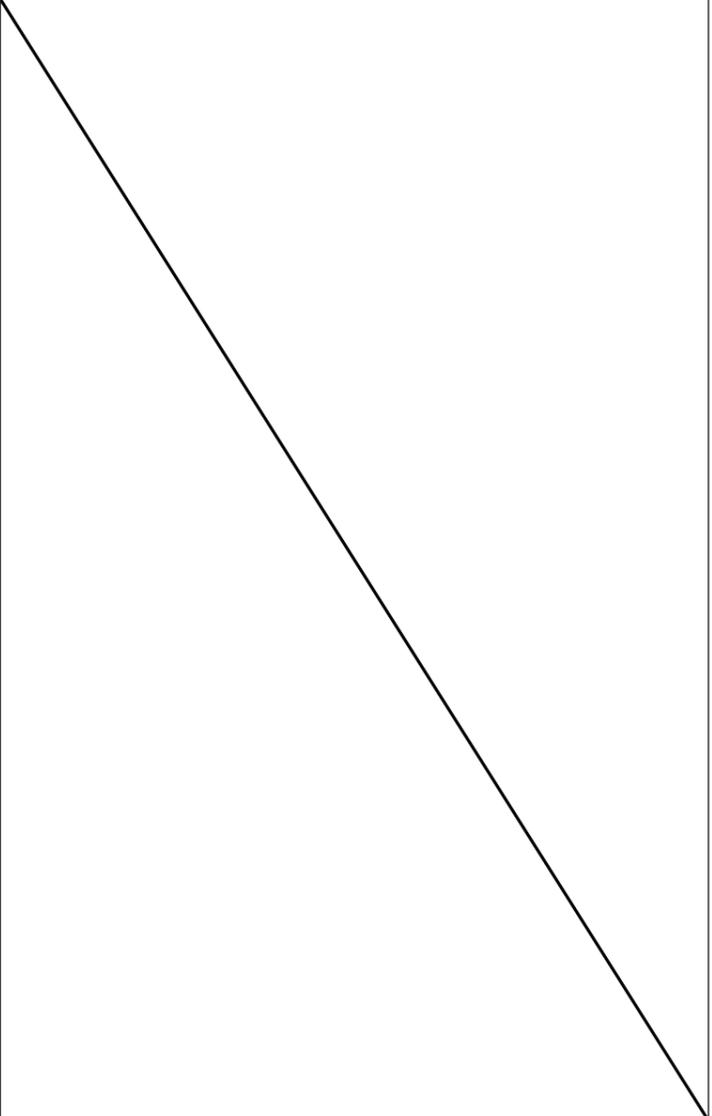


令和3年度（第1案）		変更事項	《参考》前回（H30年度）	
設問		設問	設問	
F1	あなたのお住まいの市町村を○で囲んでください。 横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、・・・（以下記載省略）	■変更なし ・調査対象の属性把握に必要であり、比較性を確保するため変更しない	F1	あなたのお住まいの市町村を○で囲んでください。 横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、・・・（以下記載省略）
F2	あなたの性別を○で囲んでください。 1 男性 2 女性	■変更なし ・調査対象の属性把握に必要であり、比較性を確保するため変更しない	F2	あなたの性別を○で囲んでください。 1 男性 2 女性
F3	あなたの年齢を○で囲んでください。 1 20～29歳 2 30～39歳 3 40～49歳 4 50～59歳 5 60～69歳 6 70歳以上	■変更なし ・調査対象の属性把握に必要であり、比較性を確保するため変更しない	F3	あなたの年齢を○で囲んでください。 1 20～29歳 2 30～39歳 3 40～49歳 4 50～59歳 5 60～69歳 6 70歳以上
F4	あなたはたばこを吸いますか。次の中から1つ選んでください。 1 吸わない 2 毎日吸っている 3 時々吸う日がある 4 以前は吸っていたが1か月以上吸っていない	■変更なし ・調査対象の属性把握に必要であり、比較性を確保するため変更しない	F4	あなたはたばこを吸いますか。次の中から1つ選んでください。 1 吸わない 2 毎日吸っている 3 時々吸う日がある 4 以前は吸っていたが1か月以上吸っていない
F5	（F5は、F4で2または3を選んだ方がお答えください。） あなたはたばこを吸うときに気を付けていることはありますか。 次の中からあてはまるものをすべて選んでください。（○はいくつでも） 1 公共的な場所（不特定または多数の者が利用する場所）では吸わない 2 指定されている喫煙場所以外では吸わない 3 禁煙の飲食店などでは吸わない 4 混雑している場合は吸わない 5 子どもや妊産婦、病人がそばにいる場合は吸わない 6 周りに食事中の人がいる場合は吸わない 7 周りの人の了解を得てから吸う 8 その他（具体的に： ） 9 気を付けていることはない	■変更なし ・調査対象の属性把握に必要であり、比較性を確保するため変更しない	F5	（F4で2または3を選んだ方がお答えください。） あなたはたばこを吸うときに気を付けていることはありますか。 次の中からあてはまるものをすべて選んでください。（○はいくつでも） 1 公共的な場所（不特定または多数の者が利用する場所）では吸わない 2 指定されている喫煙場所以外では吸わない 3 禁煙の飲食店などでは吸わない 4 混雑している場合は吸わない 5 子どもや妊産婦、病人がそばにいる場合は吸わない 6 周りに食事中の人がいる場合は吸わない 7 周りの人の了解を得てから吸う 8 その他（具体的に： ） 9 気を付けていることはない
F6	（F6は、F4で2または3を選んだ方がお答えください。） ご自身の喫煙に対する今の気持ちを次の中から1つ選んでください。（○は1つ） 1 たばこをやめたい 2 たばこの本数を減らしたい 3 今のところ、たばこをやめたり、本数を減らすつもりはない 4 その他（具体的に： ）	■一部変更 ・前は「参考」としていたが、喫煙に対する意識を問う設問でありF4、F5と関連性が高いことから「F6」とする	参考	（☆たばこを現在吸っている方に、参考までに今の喫煙に対するお考えをお聞きます。） ご自身の喫煙に対する今の気持ちを次の中から1つ選んでください。（○は1つ） 1 たばこをやめたい 2 たばこの本数を減らしたい 3 今のところ、たばこをやめたり、本数を減らすつもりはない 4 その他（具体的に： ）

令和3年度(第1案)		変更事項	《参考》前回(H30年度)																																																																																																																																		
問1	あなたはこの半年間に望まない「受動喫煙」を経験しましたか。次の中から1つ選んでください。(○は1つ) 1 経験した ⇒ 問2 にお進みください。 2 経験しなかった ⇒ 問3 にお進みください。	<b>■一部変更</b> ・前回の「問9」を「問1」と「問2」に分割 ・法の下で施設の細分に関わらず原則屋内禁煙であり、また回答者の負担軽減のため、施設区分を簡素化し、受動喫煙の程度に関する問いを削除 ・法では喫煙が禁止されていない場所においても受動喫煙防止のための配慮を規定しているため、受動喫煙の経験場所に屋外を追加	(問9は、全員の方がお答えください。) あなたはこの半年間に神奈川県内の次の施設(屋外を除く)で受動喫煙にあいましたか。次のア～ノの「施設」ごとに1つずつ選んでください。(1つの「施設」に○は1つ)																																																																																																																																		
問2	あなたはどこで受動喫煙を経験しましたか。次の中から選んでください。(○はいくつでも) 1 飲食店(レストラン、食堂、居酒屋、喫茶店等) 2 娯楽施設(パチンコ店、ゲームセンター、カラオケボックス等) 3 興行場(映画館、劇場、演芸場等)、公会堂、集会場等 4 商業施設(デパート、ショッピングモール、百貨店、小売店等) 5 官公庁、病院等 6 保育所、幼稚園、学校等 7 路上、屋外 8 その他(具体的に )		<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>よくあった</th> <th>時々あった</th> <th>あわなかった</th> <th>行かなかった</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>ア 学校(幼稚園、小中高校、大学など)</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr> <tr><td>イ 病院、診療所または助産所、薬局、あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr> <tr><td>ウ 劇場、映画館、演芸場</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr> <tr><td>エ 観覧場(スポーツや見物を見るための施設)</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr> <tr><td>オ 集会場、公会堂、火葬場、納骨堂、宗教関係施設</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr> <tr><td>カ 展示場</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr> <tr><td>キ 体育館、ホール、ボウリング場などの屋内運動施設</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr> <tr><td>ク 公衆浴場(銭湯、サウナなど)</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr> <tr><td>ケ 百貨店、スーパーマーケットその他の物品販売店</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr> <tr><td>コ 銀行、保険会社などの金融機関</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr> <tr><td>サ 郵便、電気通信、水道、電気、ガス事業等</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr> <tr><td>シ 駅舎内、屋内に設けられたバスターミナル、旅客ターミナル</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr> <tr><td>ス 鉄道車両、バス、旅客船、タクシー車両</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr> <tr><td>セ 図書館、博物館、美術館</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr> <tr><td>ソ 動物園、植物園、遊園地</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr> <tr><td>タ 老人ホーム、保育所などの社会福祉施設</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr> <tr><td>チ 官公庁施設</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr> <tr><td>ツ 食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店(調理場を除く面積が100㎡以下の小規模な施設を除く)</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr> <tr><td>テ ホテル、旅館などの宿泊施設(700㎡以下の小規模な施設を除く)(客室を除く)</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr> <tr><td>ト ゲームセンター、カラオケボックス及び類似施設</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr> <tr><td>ナ 食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店のうち、調理場を除く面積が100㎡以下の小規模な施設</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr> <tr><td>ニ キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr> <tr><td>ヌ ホテル、旅館などの宿泊施設のうち、700㎡以下の小規模な施設(客室を除く)</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr> <tr><td>ネ マージャン店、パチンコ店及び類似施設</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr> <tr><td>ノ アからヌに該当しないサービス施設</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr> </tbody> </table>	施設	よくあった	時々あった	あわなかった	行かなかった	ア 学校(幼稚園、小中高校、大学など)	1	2	3	4	イ 病院、診療所または助産所、薬局、あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院	1	2	3	4	ウ 劇場、映画館、演芸場	1	2	3	4	エ 観覧場(スポーツや見物を見るための施設)	1	2	3	4	オ 集会場、公会堂、火葬場、納骨堂、宗教関係施設	1	2	3	4	カ 展示場	1	2	3	4	キ 体育館、ホール、ボウリング場などの屋内運動施設	1	2	3	4	ク 公衆浴場(銭湯、サウナなど)	1	2	3	4	ケ 百貨店、スーパーマーケットその他の物品販売店	1	2	3	4	コ 銀行、保険会社などの金融機関	1	2	3	4	サ 郵便、電気通信、水道、電気、ガス事業等	1	2	3	4	シ 駅舎内、屋内に設けられたバスターミナル、旅客ターミナル	1	2	3	4	ス 鉄道車両、バス、旅客船、タクシー車両	1	2	3	4	セ 図書館、博物館、美術館	1	2	3	4	ソ 動物園、植物園、遊園地	1	2	3	4	タ 老人ホーム、保育所などの社会福祉施設	1	2	3	4	チ 官公庁施設	1	2	3	4	ツ 食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店(調理場を除く面積が100㎡以下の小規模な施設を除く)	1	2	3	4	テ ホテル、旅館などの宿泊施設(700㎡以下の小規模な施設を除く)(客室を除く)	1	2	3	4	ト ゲームセンター、カラオケボックス及び類似施設	1	2	3	4	ナ 食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店のうち、調理場を除く面積が100㎡以下の小規模な施設	1	2	3	4	ニ キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設	1	2	3	4	ヌ ホテル、旅館などの宿泊施設のうち、700㎡以下の小規模な施設(客室を除く)	1	2	3	4	ネ マージャン店、パチンコ店及び類似施設	1	2	3	4	ノ アからヌに該当しないサービス施設	1	2	3	4
施設	よくあった	時々あった	あわなかった	行かなかった																																																																																																																																	
ア 学校(幼稚園、小中高校、大学など)	1	2	3	4																																																																																																																																	
イ 病院、診療所または助産所、薬局、あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院	1	2	3	4																																																																																																																																	
ウ 劇場、映画館、演芸場	1	2	3	4																																																																																																																																	
エ 観覧場(スポーツや見物を見るための施設)	1	2	3	4																																																																																																																																	
オ 集会場、公会堂、火葬場、納骨堂、宗教関係施設	1	2	3	4																																																																																																																																	
カ 展示場	1	2	3	4																																																																																																																																	
キ 体育館、ホール、ボウリング場などの屋内運動施設	1	2	3	4																																																																																																																																	
ク 公衆浴場(銭湯、サウナなど)	1	2	3	4																																																																																																																																	
ケ 百貨店、スーパーマーケットその他の物品販売店	1	2	3	4																																																																																																																																	
コ 銀行、保険会社などの金融機関	1	2	3	4																																																																																																																																	
サ 郵便、電気通信、水道、電気、ガス事業等	1	2	3	4																																																																																																																																	
シ 駅舎内、屋内に設けられたバスターミナル、旅客ターミナル	1	2	3	4																																																																																																																																	
ス 鉄道車両、バス、旅客船、タクシー車両	1	2	3	4																																																																																																																																	
セ 図書館、博物館、美術館	1	2	3	4																																																																																																																																	
ソ 動物園、植物園、遊園地	1	2	3	4																																																																																																																																	
タ 老人ホーム、保育所などの社会福祉施設	1	2	3	4																																																																																																																																	
チ 官公庁施設	1	2	3	4																																																																																																																																	
ツ 食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店(調理場を除く面積が100㎡以下の小規模な施設を除く)	1	2	3	4																																																																																																																																	
テ ホテル、旅館などの宿泊施設(700㎡以下の小規模な施設を除く)(客室を除く)	1	2	3	4																																																																																																																																	
ト ゲームセンター、カラオケボックス及び類似施設	1	2	3	4																																																																																																																																	
ナ 食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店のうち、調理場を除く面積が100㎡以下の小規模な施設	1	2	3	4																																																																																																																																	
ニ キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設	1	2	3	4																																																																																																																																	
ヌ ホテル、旅館などの宿泊施設のうち、700㎡以下の小規模な施設(客室を除く)	1	2	3	4																																																																																																																																	
ネ マージャン店、パチンコ店及び類似施設	1	2	3	4																																																																																																																																	
ノ アからヌに該当しないサービス施設	1	2	3	4																																																																																																																																	
		<b>■削除</b> ・前回調査において受動喫煙という言葉についての認知度は95%を超えており近年では広く一般に認知されていると考えられ、県条例の見直しに当たって削除しても影響が少ないため削除	問1 あなたは受動喫煙の健康への影響について、どのように思いますか。次の中から1つ選んでください。(○は1つ) 1 健康への影響があると思う 2 健康への影響があると思わない ⇒ 問4 にお進みください。 3 わからない ⇒ 問4 にお進みください。																																																																																																																																		
		<b>■削除</b> ・前回調査において受動喫煙の健康への影響の認知度は91%を超えており近年では広く一般に認知されていると考えられ、県条例の見直しに当たって削除しても影響が少ないため削除	問2 あなたは受動喫煙によりどのような健康への影響があると思いますか。次のア～エについて、それぞれ1つずつ選んでください。(1つの項目に○は1つ) ア 肺がんや心臓病などの生活習慣病の危険性を高める 1 そう思う 2 そう思わない 3 わからない イ 子どもの肺炎、気管支喘息や中耳炎の危険性を高める 1 そう思う 2 そう思わない 3 わからない ウ 乳幼児突然死症候群の危険性を高める 1 そう思う 2 そう思わない 3 わからない エ 妊婦の早産や低体重児出生の危険性を高める 1 そう思う 2 そう思わない 3 わからない																																																																																																																																		
問3	あなたは受動喫煙によりどのような健康への影響があると思いますか。次のア～エについて、それぞれ1つずつ選んでください。(1つの項目に○は1つ) ア 肺がんや心臓病などの生活習慣病の危険性を高める 1 そう思う 2 そう思わない 3 わからない イ 子どもの肺炎、気管支喘息や中耳炎の危険性を高める 1 そう思う 2 そう思わない 3 わからない ウ 乳幼児突然死症候群の危険性を高める 1 そう思う 2 そう思わない 3 わからない エ 妊婦の早産や低体重児出生の危険性を高める 1 そう思う 2 そう思わない 3 わからない	<b>■変更なし</b> ・受動喫煙による具体的な健康影響に対する認知度を把握し、今後の広報展開の参考にするため変更なし	(問3は、問2で「1 健康への影響があると思う」を選んだ方のみお答えください。) あなたは受動喫煙によりどのような健康への影響があると思いますか。次のア～エについて、それぞれ1つずつ選んでください。(1つの項目に○は1つ) ア 肺がんや心臓病などの生活習慣病の危険性を高める 1 そう思う 2 そう思わない 3 わからない イ 子どもの肺炎、気管支喘息や中耳炎の危険性を高める 1 そう思う 2 そう思わない 3 わからない ウ 乳幼児突然死症候群の危険性を高める 1 そう思う 2 そう思わない 3 わからない エ 妊婦の早産や低体重児出生の危険性を高める 1 そう思う 2 そう思わない 3 わからない																																																																																																																																		

令和3年度（第1案）	変更事項	《参考》前回（H30年度）
<p>問4 令和2年4月に受動喫煙防止に関する規制が拡大しましたが、あなたはどの程度知っていますか。（健康増進法の改正（全国）、神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例の改正（県下））</p> <p>次の中から1つ選んでください。（○は1つ）</p> <p>1 内容までよく理解している</p> <p>2 だいたい理解している</p> <p>3 ルールが変わったことは知っている</p> <p>4 聞いたことがない、わからない ⇒ 問6 にお進みください</p>	<p>■新規</p> <p>・改正法・条例の認知度を確認する設問を新設</p>	
<p>問5 （問5～6は、問4で1、2、3を選んだ方がお答えください。）</p> <p>改正健康増進法について、ご存知の内容を次の中から選んでください。（○はいくつでも）</p> <p>1 飲食店をはじめ様々な施設で原則屋内禁煙</p> <p>2 屋内で喫煙が可能なのは各種喫煙室のみ（喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室、喫煙可能室、喫煙目的室）</p> <p>3 施設内に各種喫煙室がある場合、施設の出入口等に必ず喫煙室に関する標識を掲示しなければならない</p> <p>4 各種喫煙室の出入口にも喫煙に関する標識を掲示しなければならない</p> <p>5 20歳未満の場合、たとえ従業員であっても喫煙エリアには立入禁止</p> <p>6 既存の小規模飲食店※1は、届出をすれば店内の一部（または全部）で喫煙をしながら飲食することができる</p> <p>7 義務違反があった場合、罰則（過料）が課されることがある</p> <p>8 病院・学校・幼稚園・保育所・行政機関等は敷地内禁煙※2</p> <p>9 喫煙する際、望まない受動喫煙を生じさせないよう周囲の状況に配慮しなければならない</p> <p>※1 要件は①2020年4月1日時点で営業している、②資本金5,000万円以下、③客席面積100㎡以下</p> <p>※2 ただし、法に定める必要な措置がとられた場所に特定屋外喫煙場所を設置可能</p>	<p>■新規</p> <p>・改正健康増進法の内容の認知度を確認する設問を新設</p>	

令和3年度（第1案）	変更事項	《参考》前回（H30年度）
<p>（問6は、全員の方がお答えください。）</p> <p>神奈川県では受動喫煙防止条例を制定し、受動喫煙について神奈川県独自の規制や法の上乗せ規制を設けていますが、あなたはどの程度知っていますか。</p> <p>次の中から1つ選んでください。（○は1つ）</p> <p>1 内容までよく理解している ⇒問7にお進みください                  2 だいたい理解している ⇒問7にお進みください                  3 条例があることは知っている ⇒問7にお進みください                  4 聞いたことがない、わからない ⇒問8にお進みください</p> <p>※ 神奈川県条例による独自の規制</p> <p>○ 施設内が禁煙の場合、出入口等に禁煙に関する標識を掲示しなければならない（法では喫煙室がある場合のみ出入口等に掲示すればよい）</p> <p>○ 県第1種施設（映画館、集会場、物販店、金融機関、図書館等）では指定たばこ専用喫煙室（加熱式たばこを喫煙しながら飲食等ができるエリア）の設置ができない（法では一部の県第1種施設に指定たばこ専用喫煙室の設置が可能）</p> <p>○ 20歳未満の喫煙区域への立入制限違反があった場合、罰則適用ができる（法では罰則適用なし）</p> <p>○ 喫煙室の技術的要件として室内循環型の喫煙ブースの設置を原則認めない（法では経過措置として屋外への排気が困難な場合、喫煙ブースの設置を認めている） ほか</p>	<p>■一部変更</p> <p>・条例の認知度を問う設問に変更はないが、条例の内容を補足するなど、条例上乗せ部分の認知度を確認する内容となるよう一部記載方法を変更</p> <p>・独自規則一つひとつの認知度を確認する設問とすると、用語解説が多く必要になり、回答者の負担となることから包括的な問いに変更</p> <p>・法及び条例に係る個別意見は、問12～14において把握</p>	<p>（問6は、全員の方がお答えください。）</p> <p>あなたは「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」（以下「受動喫煙防止条例」といいます）についてご存じですか。次の中から1つ選んでください。（○は1つ）</p> <p>1 内容を知っている ⇒ 問7にお進みください。                  2 条例があることは知っている ⇒ 問8にお進みください。                  3 知らなかった（今回の調査で初めて知った） ⇒ 問9にお進みください。</p> <p>（問7は、問6で「1 内容を知っている」を選んだ方のみお答えください。）</p> <p>次の受動喫煙防止条例の内容について、知っているものをすべて選んでください。（○はいくつでも）</p> <p>1 不特定または多数の者が利用する室内またはこれに準ずる環境での受動喫煙を防止するものである                  2 学校や病院、官公庁施設は禁煙である                  3 飲食店やホテル、娯楽施設は禁煙または分煙である                  4 小規模な飲食店や小規模な宿泊施設、パチンコ店やマージャン店は条例の規制が努力義務である                  5 施設の入口に禁煙または分煙の表示をしなければならない                  6 保護者がいっしょでも、喫煙所や喫煙席（区域）に未成年者を立ち入らせてはならない                  7 喫煙が禁止されている場所で喫煙した場合、罰則（過料）が科される場合がある                  8 施設管理者が条例で定められている義務を果たさない場合、罰則（過料）が科される場合がある</p>
<p>（問7は、問5で1、2、3、又は問6で1、2、3を選んだ方がお答えください。）</p> <p>あなたは受動喫煙防止に関する規制の拡大について、何で知りましたか。</p> <p>次の中からあてはまるものをすべて選んでください。（○はいくつでも）</p> <p>1 県のたより 2 市町村の広報紙 3 新聞報道、ネットニュース 4 テレビ・ラジオ番組 5 タウン紙 6 雑誌                  7 イベント・街頭キャンペーン 8 電車、バス等の車内広告 9 チラシ・リーフレット 10 ポスター                  11 ホームページ 12 家族・友人からの情報                  13 学校・職場・団体からの情報 14 禁煙や喫煙の表示                  15 店頭でのディスプレイ広告                  16 その他（具体的に： ）</p>	<p>■一部変更</p> <p>・今後の普及啓発事業の展開につながる有効な設問であるため継続とし、回答項目のうち頻度の低い「8 条例の説明会」を新たに実施している「8 電車、バス等の車内広告」に替え「15 店頭でのディスプレイ広告」を新設するなど一部変更</p>	<p>（問8は、問6で「1 内容を知っている」又は「2 条例があることは知っている」を選んだ方のみお答えください。）</p> <p>あなたは受動喫煙防止条例を何で知りましたか。次の中からあてはまるものをすべて選んでください。（○はいくつでも）</p> <p>1 県のたより 2 市町村の広報紙 3 新聞報道                  4 テレビ・ラジオ番組 5 タウン紙 6 雑誌                  7 イベント・街頭キャンペーン 8 条例の説明会                  9 県のチラシ・リーフレット 10 ポスター                  11 ホームページ 12 家族・友人からの情報                  13 学校・職場・団体からの情報 14 禁煙や分煙の表示                  15 その他（具体的に： ）</p>
<p>（問8は、問6で「4 聞いたことがない、わからない」を選んだ方のみお答えください）</p> <p>あなたは飲食店等の出入口に掲出されている、「〇〇喫煙室あり」や「禁煙」などの表示を見て、その店を選ぶ際の参考にしますか。</p> <p>次の中からお気持ちに近いものを一つお選びください。</p> <p>1 必ず参考にする                  2 どちらかといえば参考にする                  3 どちらかといえば参考にしない                  4 全く参考にしない</p>	<p>■新規</p> <p>・法・条例改正に伴い、出入口の表示掲示の有効性を確認する設問を新設</p>	

令和3年度（第1案）		変更事項	《参考》前回（H30年度）
問9	<p>（問9は、全員の方がお答えください。）</p> <p>あなたは学校等に在学中、たばこの健康被害や受動喫煙防止に関する教育を受けたことがありますか。次の中から1つ選んでください。（○は1つ）</p> <p>1 受けたことがある ⇒ 問10にお進みください。 2 受けたことはない ⇒ 問11にお進みください。 3 わからない ⇒ 問11にお進みください。</p>	<p>■変更なし</p> <p>・未成年への普及啓発事業の展開につながる有効な設問であるため変更しない</p>	<p>問4</p> <p>（問4は、全員の方がお答えください。）</p> <p>あなたは学校等に在学中、たばこの健康被害や受動喫煙防止に関する教育を受けたことがありますか。次の中から1つ選んでください。（○は1つ）</p> <p>1 受けたことがある ⇒ 問5にお進みください。 2 受けたことはない ⇒ 問6にお進みください。 3 わからない ⇒ 問6にお進みください。</p>
問10	<p>（問10は、問9で「1 受けたことがある」を選んだ方のみお答えください。）</p> <p>あなたが学校等に在学中、たばこの健康被害や受動喫煙防止に関する教育を受けたのはいつ頃ですか。あてはまる番号をすべて選んでください。（○はいくつでも）</p> <p>1 小学校 2 中学校 3 高等学校 4 短大・大学・専修学校等 5 その他（具体的 ）</p>	<p>■変更なし</p> <p>・未成年への普及啓発事業の展開につながる有効な設問であるため変更しない</p>	<p>問5</p> <p>（問5は、問4で「1 受けたことがある」を選んだ方のみお答えください。）</p> <p>あなたが学校等に在学中、たばこの健康被害や受動喫煙防止に関する教育を受けたのはいつ頃ですか。あてはまる番号をすべて選んでください。（○はいくつでも）</p> <p>1 小学校 2 中学校 3 高等学校 4 短大・大学・専修学校等 5 その他（具体的 ）</p>
問11	<p>（問11～問12は、全員の方がお答えください。）</p> <p>令和2年4月に受動喫煙防止に関する規則が拡大してから、県内における受動喫煙防止対策の状況について、あなたはどのように感じていますか。</p> <p>次のア～クについて、それぞれ1つずつ選んでください。（1つの項目に○は1つ）</p> <p>ア 屋内禁煙のお店などの数 1 増えた 2 減った 3 変わらない 4 わからない</p> <p>イ 禁煙表示を見かける回数 1 増えた 2 減った 3 変わらない 4 わからない</p> <p>ウ 喫煙可能店などの喫煙表示を見かける回数 1 増えた 2 減った 3 変わらない 4 わからない</p> <p>エ 屋内禁煙のお店などを利用する回数 1 増えた 2 減った 3 変わらない 4 わからない</p> <p>オ 家族や子ども連れでお店などを利用すること 1 しやすくなった 2 しにくくなった 3 変わらない 4 わからない</p> <p>カ 屋内の指定された喫煙場所の数 1 増えた 2 減った 3 変わらない 4 わからない</p> <p>キ 屋内の指定された喫煙場所で喫煙する人の数 1 増えた 2 減った 3 変わらない 4 わからない</p> <p>ク 屋外で喫煙する人の数 1 増えた 2 減った 3 変わらない 4 わからない</p>	<p>■一部変更</p> <p>・受動喫煙防止対策の状況について感じていることを把握するために有効な設問であるため継続</p> <p>・設問の表記を「平成22年4月の受動喫煙防止条例がスタート」から「令和2年4月に受動喫煙防止に関する規制が拡大」に一部変更</p> <p>・前回「イ 禁煙や分煙の表示を見かける回数」を、禁煙表示を見かける回数と喫煙表示を見かける回数に分けた設問に変更</p>	<p>問10</p> <p>（問10～問11は、全員の方がお答えください。）</p> <p>平成22年4月に受動喫煙防止条例がスタートしてから、県内における受動喫煙防止対策の状況について、あなたはどのように感じていますか。</p> <p>次のア～キについて、それぞれ1つずつ選んでください。（1つの項目に○は1つ）</p> <p>ア 屋内禁煙や屋内分煙のお店などの数 1 増えた 2 減った 3 変わらない 4 わからない</p> <p>イ 禁煙や分煙の表示を見かける回数 1 増えた 2 減った 3 変わらない 4 わからない</p> <p>ウ 屋内禁煙や屋内分煙のお店などを利用する回数 1 増えた 2 減った 3 変わらない 4 わからない</p> <p>エ 家族や子ども連れでお店などを利用すること 1 しやすくなった 2 しにくくなった 3 変わらない 4 わからない</p> <p>オ 屋内の指定された喫煙場所の数 1 増えた 2 減った 3 変わらない 4 わからない</p> <p>カ 屋内の指定された喫煙場所で喫煙する人の数 1 増えた 2 減った 3 変わらない 4 わからない</p> <p>キ 屋外で喫煙する人の数 1 増えた 2 減った 3 変わらない 4 わからない</p>
問12	<p>あなたは今後の受動喫煙防止対策について、県にどのようなことを期待しますか。次の中から3つまで選んでください。（○は3つまで）</p> <p>1 受動喫煙による健康への悪影響についての普及啓発 2 喫煙者へのマナー向上のための普及啓発 3 たばこをやめたい人への卒煙（禁煙）サポート 4 未成年者への喫煙防止教育 5 受動喫煙防止対策を行う施設の管理者への経済的・技術的な支援 6 法や条例の着実な運用 7 受動喫煙防止に関する規制の強化 8 受動喫煙防止に関する規制の緩和や規制によらない自主的な取組みの促進 9 その他（具体的に ）</p>	<p>■変更なし</p> <p>・受動喫煙防止対策に関して県に期待することを把握するために有効な設問であるため変更なし</p>	<p>問11</p> <p>あなたは今後の受動喫煙防止対策について、県にどのようなことを期待しますか。次の中から3つまで選んでください。（○は3つまで）</p> <p>1 受動喫煙による健康への悪影響についての普及啓発 2 喫煙者へのマナー向上のための普及啓発 3 たばこをやめたい人への卒煙（禁煙）サポート 4 未成年者への喫煙防止教育 5 受動喫煙防止対策を行う施設の管理者への経済的・技術的な支援 6 受動喫煙防止条例の着実な運用 7 受動喫煙防止に関する規制の強化 8 受動喫煙防止に関する規制の緩和や規制によらない自主的な取組みの促進 9 その他（具体的に ）</p>

